

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和7年3月18日（火）
午前10時01分～午後1時43分
場 所： 第一委員会室

出席委員 (6人)	委員長	藤原 マサノリ	副委員長	池 田 けい子
	委員	藤條 たかゆき	委員	折 戸 小夜子
	委員	しのづか 元	委員	きりき 優
	議長	三 階 道 雄		

出席説明員	健康福祉部長 (兼) 福祉事務所長	伊 藤 重 夫	保健医療政策担当部長	本 多 剛 史
	福祉総務課長	松 崎 亜来子	健康推進課長 (兼) 健康センター長	金 森 和 子
	保険年金課長	河 島 理 恵	高齢支援課長	五味田 福 子
	障害福祉課長	平 松 渉		

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第12号議案 権利の放棄について	可決すべきもの
2	第27号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3	第28号議案 多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4	所管事務調査 認知症の方及びそのご家族が、地域で安心して暮らすための支援について	了承
5	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	令和7年度における歯科口腔保健事業について	健康推進課
2	令和7年度 予防接種事業の変更点について	健康推進課
3	令和7年度における母子保健事業の拡充及び変更点について	健康推進課
4	こども家庭センターの開設について	健康推進課 子ども家庭支援センター
5	「多摩市西永山福祉施設条例」の一部改正について	福祉総務課
6	第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念の策定について	福祉総務課
7	令和6年多摩市自殺者数（暫定値）及び自殺対策街頭キャンペーンの実施について	福祉総務課
8	第十二回特別弔慰金請求受付の開始について	福祉総務課
9	成年後見人等報酬費用助成に係る要綱改正について	福祉総務課
10	生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について	福祉総務課
11	「多摩市ひきこもりプラットフォーム」設置に係る「多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会設置要綱」改正について	福祉総務課
12	新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に係る給付事業等の概要と実績について	福祉総務課

13	多摩市地域包括支援センターの今後の方向性について	高齢支援課
14	老人福祉センター事業「多摩市総合福祉センター送迎バス」の今後の方向性について	高齢支援課
15	明治安田生命保険相互会社との協定締結について	高齢支援課
16	令和7年度 多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	障害福祉課
17	「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に関する取組状況について	障害福祉課

午前10時01分開議

○藤原委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

なお、皆さんご承知のとおりであるが、池田桂委員が2月20日付で辞職された。このことに伴い、本常任委員会の定数は7名であるが、現時点では1名欠員の6名ということになるので、よろしく願います。

○藤原委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第12号議案権利の放棄についてを議題とする。
これより市側の説明を求める。

○伊藤健康福祉部長 第12号議案権利の放棄について、担当課長の松崎から説明をさせていただく。

○松崎福祉総務課長 それでは、第12号議案権利の放棄について説明をさせていただく。こちらの議案の趣旨である。

本件は、家事審判に関する手続費用の債権に関し、相手方が破産法による破産者の免責が許可されており、回収できる見込みがないため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき権利の放棄を行うものである。

こちらの権利の内容であるが、民法第7条に規定されている後見開始の審判の請求に伴い、多摩市が負担した家事事件手続法第28条第1項に規定する家事審判に関する手続の費用である。その金額であるが、放棄の額は5,344円になる。

こちらの権利の放棄の理由。先ほど冒頭に述べさせていただいたが、多摩市成年後見制度における市長の審判請求の手続などに関する要綱に基づき、令和4年12月23日付で多摩市長が相手方に係る後見開始の審判を請求した。令和5年1月19日に後見開始の審判がされたところであるが、その際、申し立て人である多摩市長が負担していた家事審判に関する手続費用5,344円に関して、家事事件手続法第28条第2号の規定に基づき、相手方であるご本人に負担するように定められたところである。そのため求償を行っている。

しかしながら、相手方の破産手続において、令和6年3月13日に破産法第252条の規定による破産者の免責が許可されたところである。そのため、今回債権の回収ができる見込みがないため権利の放棄を行うものである。説明は以

上である。

○藤原委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第12号議案権利の放棄についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第27号議案多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○本多保健医療政策担当部長 それでは、第27号議案多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げる。

今年度策定した多摩市国民健康保険運営方針では、令和18年度を目途に一般会計からの赤字繰り入れを解消することを目指すとしたところである。そのため、令和7年度の国民健康保険税税率の見直しに当たっては、この方針を踏まえて多摩市国民健康保険運営協議会に対し税率改定案に対する意見を求めたところ、国民健康保険制度を維持していくためには税率の見直しはやむを得ないという意見が多数あり、諮問のとおり6%の増額改定をする答申が求められた。

しかし、答申の附帯意見では、物価上昇が続く中での増額改定は市民生活を圧迫し、苦境に立たされることも想定されることに一層の配慮と対応をお願いするとの意見が付されたことから、改定に当たっては、所得割の税率6%引き上げの一方で、低所得者層に影響が大きい均等割の税額引き上げ幅を3%に抑えた内容とした。改定内容の詳細については、河島保険年金課長より説明を申し上げる。

○河島保険年金課長 国民健康保険税であるが、目的税の一つである。地方税法の規定で、国民健康保険法に納付しなければならないとなっている国保事業費納付金等の納付に要する費用として課税されるものとなっている。

医療費の7割分など、いわゆる保健者負担分の財源とな

る国民健康保険事業費納付金の額とそれに合わせた標準保険料率については、毎年東京都で各市区町村に算定結果を示している。その算定結果について説明する。資料の令和7年度国保事業費納付金標準保険料率本算定結果をご覧ください。

まず2番目の表をご覧ください。太枠で囲っている箇所、多摩市の令和7年度事業費納付金は約43億5,300万円となっている。右側を見ると対前年比マイナス5.9%、約2億7,000万円の減となる。これについては、予算決算特別委員会でも説明させていただいたが、東京都全体の1人当たり医療費が約1,400円減少していること、また令和5年度の決算剰余金を納付金の減算に活用していることが主な要因となっている。

続いて、次のページをご覧ください。この国保事業費納付金を納付するための標準的な保険料率となる。保険税と国と都の公費負担、そして法定繰り入れのみでおおむね収支の均衡が保たれる保険税率となる。合計で12.82%。均等割8万899円となる。そして、下の2番目の表が多摩市国民健康保険税の令和6年度の保険税率になり、所得割が9.38%、均等割が5万3,500円である。

今回の見直し税率について、予算決算特別委員会と同じ資料となる、モデルケースによる保険税比較に記載をしているので、そちらをご覧ください。所得割では合計で9.94%、均等割は5万5,200円となる。医療分は6.16%、均等割3万200円。モデルケースによる保険税料比較の一番上の令和7年度案のところになる。医療分では所得割が6.16%、均等割が3万200円。後期支援分は所得割2.00%、均等割1万2,400円。介護納付金分は1.78%、均等割1万2,600円となる。先ほど申し上げたとおり、合計で所得割9.94%、均等割は5万5,200円となる。おわかりになるかと思うが、標準保険料率との差がある状況に変わりはないことになる。

続いて、モデルケースによる比較をピックアップして説明させていただく。まずケース1の令和7年度案のところをご覧ください。夫婦と未就学児の子ども2人になる。夫婦の夫のみの収入で、総所得金額から基礎控除を減じて税率を掛ける。妻と子は40歳未満で収入なしということで、均等割額のみで介護納付金はなし。子どもは均等割半額となる。世帯合計で45万1,500円、年間で2万2,000円の増額となる。保険税は納期が10期あるので、1期当たり2,200円増となる。

次に、少し飛ぶが国保加入者のボリュームゾーンになるケース4の年金収入のみのご夫婦、そしてケース2と5の単身世帯について説明する。「ボリュームゾーン」と申し

上げたが、例えばの話であるが令和7年2月末現在の被保険者数が2万6,847人、世帯数が1万9,685世帯で、1世帯当たり1.4人となる。そして65歳以上の割合は現在40.64%となっている。

モデルケースに戻って、ケース4、お二人とも年金収入のみで、世帯主の年金収入は110万円控除されるので所得は90万円で、均等割が5割軽減対象となる。令和7年度案の欄で、年間で8万900円、3,500円の増、1期当たり350円の増加となる。

続いて、ケース2、単身の若い方で、正規雇用者の想定となる。40歳未満のため、介護納付金分は賦課されない。均等割5割軽減の対象となり、年間で2万2,900円、800円増加、1期当たり80円の増加となる。

そしてケース5は、70歳の単身の方、年金収入のみで所得はゼロとなる。均等割7割軽減となり、65歳以上であるので介護納付金分は含まれない。年間で1万2,700円、400円の増、1期当たり40円の増となり、今回均等割額の上げ幅を抑えたことで低所得者層に配慮した改定案とさせていただいた。

その他のケースは、後ほどご覧いただければ幸いである。

なお、保険税額の具体的な算定方法については、多摩市公式ホームページに掲載をしている。

国民健康保険制度を維持していくためには、国保財政の安定的運営を確保することが必要である。心苦しい面はあるが、一定のご負担はお願いしていかなければならないと考えている。しかしながら、国民健康保険運営方針に沿い、被保険者の健康保持増進、重症化予防、医療費適正化の取り組みを併せて行っていくのでご理解のほどをよろしくお願ひする。

補足であるが、さらなる国民健康保険税条例改正について、今回少し情報共有をさせていただきたいと思っている。税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が現在開会中の国会で審議中となっている。国会で可決次第、法律が公布されたら4月1日からの適用としなければならない予定となっているため、今回の多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じている。

1点目は、課税限度額の見直し。法令の改正に合わせて課税限度額を合計で3万円、限度額109万円という改正、そして軽減判定の算定において対象となるが、5割軽減の場合は1万円上がり、2割軽減は1万5,000円引き上げるということで、軽減対象の世帯がふえることになる。国会の状況が本日をもって未定のため、この改正についての対応も未定となることから、情報共有のみにとどまらせてい

ただきたいということで、こちらについてもご理解のほど
よろしく願います。説明は以上となる。

○藤原委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終
了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討
論を終了する。

これより第27号議案多摩市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案
は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべき
ものと決した。

日程第3、第28号議案多摩市地域包括支援センターの人員
及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制
定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○伊藤健康福祉部長 それでは、第28号議案多摩市地域包
括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について、担当課長である五味田か
ら説明をさせていただきます。

○五味田高齢支援課長 本案は、多摩市地域包括支援セン
ターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正し、
介護保険法施行規則の改正により可能となった地域包括支
援センターにおける柔軟な職員配置についての規定を追加
するほか、今後の第1号被保険者数の見込みに応じた職員
数の規定の表記を修正するものである。詳しい内容につい
ては、12月の常任委員会のほうでも報告させていただいて
いる。

改正後の条例の施行は本年の4月1日を予定している。
説明は以上になる。

○藤原委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終
了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討

論を終了する。

これより第28号議案多摩市地域包括支援センターの人員
及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものと
することに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべき
ものと決した。

日程第4、所管事務調査、認知症の方及びそのご家族が
地域で安心して暮らすための支援についてを議題とする。

本件は継続案件である。

健康福祉常任委員会では、これまで認知症予防ではなく
認知症になったご本人及びそのご家族に対して行政、議会、
地域として何が支援できるかを探ること、認知症は長生き
すれば誰でもなり得る問題であると捉え、全ての人が健幸
都市多摩市で安心して暮らしていくために認知症になった
方のご家族の精神的・経済的負担の実態を明らかにしどの
ような対策が必要かを調査研究すること、以上の2点を調
査の目的とし、研究を進めてきた。

これまでの調査内容を整理すると、初めに令和5年6月
22日に2年間のテーマを設定した後、テーマに関連する先
進市として、10月24・25日に三重県四日市市と愛知県大府
市へ行政視察に赴き、認知症施策の効果や課題等を学んだ。
その後さらに調査を進め、その成果を市民に報告する必要
があるとして、12月13日に2年間のテーマを所管事務調査
に位置づけることを決定した。

所管事務調査に位置づけた後、令和6年1月11日にT A
MA認知症介護者の会「いこいの会」と意見交換会を実施
し、当事者の方の貴重なご意見を聴取した。その後、市の
認知症施策の現状を学ぶために、担当所管課のご協力のも
と、2月22日に勉強会を開催した。

そこまでの意見聴取や勉強会の内容を委員間で振り返っ
た結果、主な課題を3点に整理した。さらに、当事者の声
を所管事務調査に反映させる観点で、市内の認知症カフェ
を訪問することとし、4月13日・22日・24日に委員で分担
して合計3か所のカフェを訪問し、意見聴取を行った。そ
の後、今後の所管事務調査の進め方を協議した際、当事者
にとって重要な役割を果たしている市内の認知症カフェの
数がコロナ禍前後で減少している点を大きな課題として捉
え、7月23日に認知症カフェの先進市である東京都町田市
を視察した。

また、町田市への視察後に今後の調査の進め方や政策提
言等の方針を委員間で協議した際、これまでの調査成果に

加えて、認知症ケアの技法として近年浸透してきているユマニチュードにも着目することとした。以上の経緯により、10月23日・24日に石川県金沢市、富山県富山市、そして4年間を通じてユマニチュードを学ぶ教育機関である公立大学法人富山県立大学富山キャンパスを視察した。

さらに、多摩市委員会として初めてウェブ会議ツールを用いたオンラインによる行政視察も実施し、福岡県福岡市にご協力いただき、11月6日に自治体としてのユマニチュードの先進事例を学んだ。

以上の経緯によりこれまで調査を進め、その調査結果を整理し、市政への要望提案を報告書にまとめ、市長に送付することを目指してきた。

今回は、その調査報告内容の決定及び定例会最終日に行う予定の所管事務調査報告の内容について協議・確認を行いたいと思う。

まず資料にある調査報告書について確認する。こちらは委員長から議長へ報告する際の鑑文及び勉強会で協議した内容を踏まえ、まとめた報告書の案である。この報告書についてご意見や何か確認しておきたいことはあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 よろしいか。それでは、本報告内容をもって委員長名で議長へ所管事務調査報告として提出したいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

なお、誤字などの軽微な修正や最終的な体裁等は委員長にご一任いただければありがたいと思う。よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 また、所管事務調査、認知症の方及びそのご家族が地域で安心して暮らすための支援については、今後の市政の参考としていただくため、議会運営委員会を通して市長へ調査報告書を送付したいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

次に、今定例会最終日に行う予定の所管事務調査の委員長報告の内容について協議する。今回の報告が最終報告になる。さきに調査報告書の中身について確認したので、その中から最終報告として盛り込む内容としては、調査事項、調査目的、調査に至った背景及び調査内容の簡潔な報告、今後に向けた市側への要望・提案、合計で6項目ある。以

上報告する必要があるかと思うが、ほかに盛り込むべき事項はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 よろしいか。それでは、この内容で本定例会最終日の所管事務調査報告といたしたいと思う。

なお、具体的な報告内容については委員長にご一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

日程第5、特定事件継続調査の申出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際、暫時休憩する。

午前10時27分休憩

(協議会)

午前10時28分開議

○藤原委員長 ここで協議会に切り替える。

協議会案件1、令和7年度における歯科口腔保健事業について、市側の説明を求める。

○金森健康推進課長 協議会の案件1件目となる。令和7年度における歯科口腔保健事業についてということで、パワーポイントの資料があるので、そちらに沿ってご説明をさせていただきます。

ご案内のとおり、令和7年4月に多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例を施行することに合わせ、様々な歯科口腔保健に関する事業を拡充する予定としている。令和7年度予算案にも計上させていただいており、その件についてご報告をさせていただきます。

まず1点目、妊婦・パートナー歯科健診事業の開始である。こちらについては2つ拡充実施するところがある。1点目は妊婦に対してであり、妊婦については今まで集団検診という形を取っていたが、今回この妊婦・パートナー歯科健診になることによって個別の健診、指定医療機関での健診という形にさせていただく、2点目は妊婦に加えてパートナーを今回健診に加えさせていただく、この2点を新しく入れさせていただく。こちらにも書かせていただいているように、子どもがちょうど生まれる

タイミングというのは、家族全体の健康に対する意識が高まる時期だと考えている。妊婦さんについては、ご案内のとおりちょうどホルモンのバランス、つわりで歯ブラシがうまくいかないなどで歯周疾患・歯周病が進んでしまう可能性がある。そういう時期にしっかりと歯のケアをしていただくというところで、妊婦歯科健診を受けていただきたいと思っている。また、パートナーに関しては、家族全体の健康を考えたときにパートナーも健診を受けていただくことが重要と思っている。若い方はどうしても定期的にかかるというよりは不具合があってから、虫歯になってから、痛くなってからかかるという方が多いと思うが、そうではなく、もし不具合がないとしても健診を受けていただいて、定期的に予防的な視点で定期的にかかりつけを持っていただきたいと思っている。

こういったことで、受診の利便性を高めることと、多くの妊婦・パートナーがこの健診を機会にかかりつけ歯科医を持っていただく、そのことで生まれてくる赤ちゃんやお子様についても歯科口腔保健についての対応をよりしっかりとさせていただけると考えている。

こちらについては、一応6月に開始予定とさせていただいている。今ご案内として、ホームページには準備中ということで上げさせていただいており、LOGOフォーム等で4月以降の方にはご案内を差し上げられるが、それ以前の方も妊婦の間は受け入れるので、LOGOフォーム等で申し込みを受けることにさせていただいている。

続いて、2点目、歯周病検診の対象年齢に20歳を追加させていただく。こちらは、ここに書いてあるように国の健康推進事業の実施要領の改訂と条例の施行に合わせて、今まで30歳、40歳、50歳、60歳、70歳が対象だったが、こちらも20歳、若年期からの歯周病予防というところで加えさせていただく。併せて、20歳に関しては歯周病検診と言ってもびんとこない方も多いと思われるので、希望者限定であるが、歯面清掃を実施させていただく。この歯面清掃であるが、歯科医院で専用の機器と研磨剤を使い、歯磨きでは落とせないような磨き残したプラーク等を中心に取らせていただき、前歯部の体験型という形になるが、そこでこういったケアを受けることで体験していただき、その後のかかりつけ歯科につなげていきたいと考えている。

2枚目になる。3点目、保育士・幼稚園教諭等による歯科口腔保健に関する出張教育の実施である。ここはコミュニティケアの強化につながるものと考えている。こ

ちらは乳幼児期から学齢期における子どもの時期から虫歯予防に関する生活習慣の改善、口腔ケアの知識の普及が必要となっている。現在も健康推進課にいる歯科衛生士が保育園や学童等のお子様に対しての出張教育を実施させていただいている。ただ、日頃から子どもや保護者にも接しておられる保育士・幼稚園の教諭等にこういった歯科口腔保健に関する指導方法の研修を実施することで、より現場で多くの方にそういった知識、ケアの普及ができると考えている。

なお、本事業であるが、本格実施に向けて今年度3つの園でモデル実施させていただき、好評の声もいただいているので、来年度も5園に実施をしていきたいと考えている。

4点目、株式会社ロッテとの連携による取り組みである。こちらでも令和6年10月に株式会社ロッテ、多摩歯科医会、多摩市の三者による連携協定を締結させていただいた。株式会社ロッテは、長年虫歯予防やかむことを研究し続けてきている。具体的にはそこが作成されているリーフレット「かむことの重要性」や「口腔機能の獲得維持向上」による高齢者のオーラルフレイル予防に関する周知を実施していきたいと思っている。具体的にそしゃくチェックガム、しっかりとかめているかどうかガムの色の変化を見るものであるが、こういったものを活用してかむ力を養う取り組みも進めていきたいと考えている。こちらの写真にあるのが、今年度多摩フレイル予防プロジェクト、聖蹟桜ヶ丘のショッピングセンターで実施した際の写真となっている。ここにもこういったブースを設け、そしゃくチェックガムを用いてかむことの周知啓発をさせていただいたところである。来年度もこういった取り組みを実際講演会等様々なところで実施していきたいと考えている。また、後期高齢者医療歯科検診においても口腔機能の評価をしている。そこでも、このそしゃくチェックガムもしくは歯につきにくいガムというものがあり、そういったものを利用してかむことの必要性、口腔機能の低下予防を周知啓発していく予定としている。

次の資料となる。4枚目である。こちらは前回の常任委員会でご説明をさせていただいたが、条例推進会議を設置して取り組み目標を定めて評価をしていく予定とさせていただいている。また、周知広報関係であるが、これはまだ完成してないものもあるので、こちらに案のものをお示ししている。条例周知のポスター、ウェットティッシュ、条例の協力機関にステッカーを貼っていただ

く、一般向けのリーフレット、あと小学生・中学生向け、こちらは小学校・中学校にご協力をいただいてクイズなど子どもにわかりやすい形でのリーフレットを作成させていただき、こういったことで周知啓発を実施していきたいと考えている。

あと、こちらにはないが、災害時の歯科保健医療活動に関するマニュアル整備、災害時の持ち出し品の必要性の周知なども実施していく予定としている。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。折戸委員。

○折戸委員 2点伺いたいと思う。歯周病検診で20歳を入れたというのは非常に大事なことだと思うが、80歳は対象でない理由はあるのかが1点。あとロッチェのチェックガムでそしゃくの状況を調べるというのは非常に評価できると思うが、問題はこういうことをやっているというPRをして、できるだけ多くの方に来ていただくことが一つと、高齢になると結局かむ力の低下と唾液が出にくくなって非常に話しにくくなったり食べる能力も失われるが、そういった点でのガムの普及はまだ進んでいないと思うので、そういう点でも少し重点的に対象を絞った形でもよいからPRに努めていただきたいと思うが、その2点をお願いします。

○金森健康推進課長 まず1点目の80歳に関してであるが、こちらは先ほどお話しした後期高齢者の医療保険での歯科口腔保健の歯科健診があり、そちらで実施をしているので70歳までという形にさせていただいている。

あと高齢者でだんだん口腔機能が衰えてくるというところで、ガムもそしゃく力を上げていく一つの大きなツールかと思っている。また、ガムをかむことで唾液もしっかり出るところがあるので、ガムについては、かめる方についてはしっかりとかんで、そういったものを利用しながら口腔機能の低下を予防していただくところは大切なことだと考えている。また、ガムだけではなく体操などもあるので、現在も後期高齢者の歯科健診の際に歯科医師からそういった説明をさせていただいているし、今回ロッチェと協定を結んだことにより、周知啓発の方法についてこれから特訓のようなものも今後検討していく予定にしているので、様々な方法で周知啓発を実施していきたいと考えている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○藤原委員 今「体操」という言葉もあったが、例えば今多摩市の元気アップ体操をいろいろ地域でやっている

と思うが、そういうところの中でもしっかりと周知啓発をする、口腔ケアの一つお口の体操を入れることも大事だと思う。あと保育士・幼稚園の教諭ということがあった。今現在介護施設などでは口腔ケアが非常に大事であるのでいろいろやっていただいているが、介護士の方たちへもこの条例ができることの周知啓発はどのようにしていただいているのかが2点目である。あと昔ライフウェルネス検定と言って、多摩市の健幸都市というところの中で市民向けに検定試験とまでいかないが、あれで結構周知がされたと思う。口腔機能に対しても多摩市独自でそのようなことをされると市民に多く周知できるのではないかと思う。これは提案であるが、そういうのをやっても面白いかと思うので、この3点について伺いたいと思う。

○金森健康推進課長 1点目であるが、高齢者に実施している元気アップ体操は、高齢支援課で実施をしているものである。今回TFPP多摩フレイル予防プロジェクトの際にもこういったことを実施させていただいたので、できるだけいろいろな機会を捉えて普及啓発を実施していきたいと考えている。また、実際今も口腔機能の体操といったことは実施されている部分があるので、それにプラスアルファできるような形でまた検討できればと思っている。

2点目であるが、保育園・幼稚園以外の介護施設というところも本当に非常に大きな課題であると考えている。介護施設の方にもしっかりとケアをしていただくことが大切であるし、介護施設に入っておられない障がいのある方々についてもしっかりとかかりつけ医を持っていたことが非常に重要なところであると考えている。ただ、今のところまだまだ周知啓発が不十分だということを、今回この条例をつくるに当たって様々なアンケート等を取ったところで、こちらとしては課題として認識している。その点についても、保健所なども研修会のような形を取っているのので、今後保健所とも協力しながら周知啓発を進めていきたいと考えている。

3点目、ライフウェルネス検定のような検定をということであるが、これはご提案ということで受け止め、また検討させていただきたいと思う。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件2、令和7年度予防接種事業の変更

点について、市側の説明を求める。

○金森健康推進課長 協議会の2番、令和7年度予防接種事業の変更点ということで、資料をご覧ください。こちらについては、令和7年度の予防接種事業で、国の定期接種や都の補助の見直し等に伴う変更点についてご報告をさせていただきます。

一応小児と成人に分けて予防接種のご説明をさせていただきます。まず1点目、HPVワクチンであるが、キャッチアップ世代の接種期間延長について、条件つきではあるが1年間延長というのが出た。対象者は、こちらに書いてある①②③の全てに該当する方となっている。この年齢の方で、HPVワクチン3回接種を終えていない、1回以上受けている方が対象となる。接種期間については、令和8年3月末までという形になる。これは令和6年度の一時期のワクチン供給不足から、令和6年度終了予定が見直されて1年間延長となったものである。続いて2番目、令和6年度の麻疹風疹定期接種の期間延長となる。こちらは2年間期間延長の予定になっている。対象の方は、令和6年度に生じたMRワクチンの偏在等により接種ができなかった方という形になり、1期と2期の対象者はこちらにお示ししているとおりとなる。こちらは2年間となるので、接種期間が令和9年の3月31日までである。こちらでもワクチンの出荷停止が響いて偏在が生じ接種できなかった方を救済するための延長となっている。

続いて2番目、成人の予防接種に係る変更点である。こちらについては、風疹の追加的対策（風疹5期）の期間がやはり2年間延長という形になる。こちらの風疹の追加的対策であるが、基本的にはMRワクチンを打ってもよいということになっていたもので、MRワクチンの偏在等で接種できない方が生じたところで、1期、2期に合わせてこの5期も2年間延長という形になる。対象は風疹に係る公的接種を受ける機会がなかった男性、こちらにお示ししている男性となる。実施内容は、本来は風疹抗体検査をして抗体価が低い方に対する予防接種となるが、来年度延長できるものについては今年度までに抗体検査をして抗体が低い方という形になっている。

2枚目に行くが、こちらに該当する方ということで、風疹の抗体が不十分な方という形になる。ただ、これは予算決算特別委員会でもご質問があったように、3月13日に事務連絡が来たところで、説明会が来週24日である。したがって、本当に具体的なところはまだ十分にスキームが組めないような状況で、3月末までに急ぎ体制を組

まなければいけないような状況になっている。

2点目、帯状疱疹である。こちらについては来年度から定期接種化されるのに合わせて都が1月31日に任意接種を助成するという示されたので、こちらでも実施する方向で考えている。開始時期は来年4月1日からで、定期接種は65歳の方が今後対象となるが、5年間の経過措置が設けられ、実際節目に該当するのは70歳以上の方で、来年度から5年間経過措置で対象となっていく。あと101歳以上の方は令和7年度のみとなっている。また、60歳以上65歳未満の方で障害者手帳1級程度の方も対象となってくる。任意接種であるが、都の2分の1補助が出るということが示されたので、こちらを活用して定期接種から漏れた50歳から64歳の方の任意接種を実施させていただく。定期・任意とも1回もしくは2回接種済みの方は対象外という形になる。接種費用と回数については、シングリックス（不活化ワクチン）が1万1,000円掛ける2回、ピケン（水痘ワクチン）が4,400円掛ける1回接種という形になっている。生活保護等の方は無料という形で実施させていただく予定としている。

3点目、高齢者の肺炎球菌。こちらは任意接種の助成が終了となり、本人負担額も変更となる。都の補助が終了してしまうので自己負担額が4,000円になる。対象については、こちらに示しているように65歳の方には今まで経過措置があったがここで外れる。あと60歳以上65歳未満の方で、こちらに示しているような方が対象という形になる。接種費用は本人負担額4,000円となる。経過については、こちらに書いているように平成26年から5歳刻みの経過措置が続き、昨年度も任意接種があったが、ここで任意接種も終了となるので、定期接種のみ実施する形になる。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件3、令和7年度における母子保健事業の拡充及び変更点について、市側の説明を求める。

○金森健康推進課長 協議会報告案件3件目となる。令和7年度における母子保健事業の拡充及び変更点についてである。2点こちらに挙げさせていただいている。

1点目が産後ケア事業の拡充となる。こちらは、1年に「現状」と書かせていただいているように、出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保

を行う事業として実施させていただいている。令和5年度から通所型と訪問型、令和6年度からは宿泊型を開始させていただいた。利用申請者については、大幅に増加してきている。利用後のアンケートでも非常に高い満足度となっている。特に宿泊型は休息できたことがとてもよかったというようなお意見をいただいている。一方で、市内の実施設が少なくもあり、宿泊型は希望者に対する施設の受入れ枠が少ないという課題があった。予約がとりづらいというところがあったので、来年度から拡充をさせていただこうと思っている。実施状況は、こちらに書いているように令和5年度から6年度の利用申請が非常に伸びているところがある。ただ、利用率はあまり高くない状況、安心のために申し込んでおくという方もおられるが、アンケートを見ていると、非常によい制度なので利用したいのだが利用できないというお声もあったので拡充させていただく。

2番目に拡充内容を書かせていただいた。宿泊型は現在4施設であるが、ここを9施設にふやさせていただく。

通所型については、今まで対象者をハイリスクの方に限定して実施していたが、一般利用者にも拡大させていただく。通所型というのは、いわゆるデイ・サービス、日中に日帰りで利用するものになる。こちらの実施設を追加させていただき、2施設から5施設に増加させていただく。ただ、こちらにも書いているが、追加施設は全て市外の施設となってしまう。こちらはなかなか難しいところであるが、今回隣接のところの施設を選ばせていただいたところになる。なお、財源であるが、国と都2分の1ずつを利用しているので、10分の10の補助が出ている事業となっている。

2番目、妊婦のための支援給付の実施になる。こちらは出産・子育て応援交付金が制度化されたことによる変更となる。事業概要であるが、こちらは妊婦や子育て家庭への経済的支援として活用してきた出産・子育て応援交付金、妊娠時5万円、出産時5万円、これに加えて都独自の5万円の10万円というのがあった。国で子ども・子育て支援法の改正で妊婦のための支援給付が制度化されたので、妊婦支援給付金という形で支給を開始する。施行期日は4月1日からという形になる。

現行制度との比較を2番目に挙げさせていただいた。4月1日から制度化されることで、名称は支援給付という形になる。根拠法令も変わる。給付対象であるが、今まで妊婦及び養育者というところが、妊婦給付認定者、妊婦に対して給付金をお渡しするような形に今回変わっ

た。給付の算定基礎であるが、妊娠の届け出をした妊婦と出生した児童数が現行制度であるが、制度化後は妊娠している者及び妊娠している子どもの数ということで、今回流産・死産の方も含む形になっている。給付額であるが、今まで5万円・5万円のギフト、出産子育て応援ギフトと都独自の5万円の計10万円だったが、制度化されたものに関しては妊婦の認定後5万円、妊娠している子どもの人数5万円となる。都独自の制度については、また別スキームで実施するという形に今回なっている。給付方法については、今までデジタルカタログしかなかったが、現金またはギフトの選択制とさせていただくので、現金振り込みも多いのではないかと想定している。申請方法については、今まで紙だったが、L o G o フォームのページで申請をいただくという形で考えている。

下にも書いているように都独自分については、今まで5万円だったが、これを10万円に拡充されると聞いている。

申請から給付の流れについては、次のページをご覧ください。このような形でL o G o フォームで申請をいただき、まず案内であるが、妊娠届け出のときに今100%認定させていただいている。そこでのご案内をさせていただくことが一番多くなると思う。そこで申請をいただいて、1回目の支給をさせていただく。出産後というのは、新生児訪問にもほぼ100%行かせていただいております。行けない方には何らかの対応させていただいておりますので、そこのご案内をさせていただき、申請をいただいて2回目の支給という形で漏れなく支給実施ができるようにという体制で、その後も定期的に確認しながら全員の方がご利用いただけるように実施する予定とさせていただいている。

3枚目に、では、結果幾らになるのか、どのような形でもらえるのかを「多摩市子育て応援ギフト一覧」という形で書かせていただいたものになる。妊娠期には、一番上にあるように妊婦のための支援給付金1回目の5万円に合わせて「ゆりかごTAMA」の応援ギフト、1万円相当のギフトを妊娠期にお渡しできる形になる。出産後は、妊婦のための支援給付金の2回目、5万円である。それとあわせて、東京都が独自で実施する子育て応援事業「赤ちゃんファーストギフト」、これは10万円相当のデジタルカタログギフトがお渡しできる形になる。1歳に入ってから、バースデーサポートということで、こちらもデジタルカタログギフトになるが、1人目、2人目、3人目という形でこういった金額をお渡しできる形になる。それに加えて、多胎をお持ちのご家庭に関しては、赤

やんご出産のとき、1歳のとき、2歳のときと節目のときに、移動費に使っていただきたいということで2万円相当のカatalogギフトをお渡しする形になっている。これ以外に、「018サポート」という都独自事業もある。都の独自の事業は、今後「018サポート」と同様の形で申請をするようなことが来ているが、これも最終的なチラシ形がまだ来ていないので、来たらまた漏れなく皆さんにご利用いただけるように周知・啓発していきたいと考えている。ちなみに、まず第1子を妊娠されてご出産されて1歳まで行かれたときは計27万円分ぐらいの支給という形になる。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件4、子ども家庭センターの開設について、市側の説明を求める。

○金森健康推進課長 子ども家庭センターの開設についてということで、協議会案件4件目となる。こちらも常任委員会で今までご説明をさせていただいてきた子ども家庭センターが令和7年4月1日開設予定となる。

こちらについて愛称が決定したのでご報告をさせていただく。愛称については「にじたま」となった。応募者の方はペンネーム「にじいろ多摩市」さんで、多摩市内在住・在勤の方である。愛称に込められた思いとしては、子どもと家庭の様々な相談に乗る機関、総合相談の機関であるということ踏まえ、多様な人たちが集まる場所、多様な思いを受け止める場所という意味を込めた。子どもから大人まで人生に彩りがあふれるようにとの願いも込めたということで、こういった思いを込めていただいたこの愛称に決定した。

2番目に、愛称募集日程を書かせていただいている。12月24日から募集を開始させていただいた。たま広報には12月20日号で周知をさせていただき、計9点の応募があった。1月20日に応募作品から5点を選出させていただいた。こちらは点数化させていただいて5点を選んだ形になる。その後、子ども家庭支援センター及び健康センターの来館者による投票をさせていただき、投票総数が312票、「にじたま」が83票で1位となり「にじたま」に決定したという形になる。周知であるが、3月20日号のたま広報及び公式ホームページで、決定した愛称について周知をさせていただく。

3点目、その他になるが、開設日である4月1日は平

日でもあるのでオープニングセレモニー等を行わないが、4月6日にちょうどせいせき桜まつりがある。健康センターと横の九頭龍公園で祭りがあるので、その際にパンフレットを配布して周知を行う予定とさせている。

もう1枚別の資料となるが、今回パンフレットが出来上がった。本物はこういった形の三つ折りとなる。掲示させていただいているものを3つに折ったパンフレットという形になる。パンフレットは「にじたま」と「たまっこ」の両方の機能について記載したものとなっている。

2枚目には全体像、子ども家庭支援センターでは妊娠期から子育て家庭を応援しているということで妊産婦、子育て家庭、お子様について支援をしていくということで、こういった形をとらせていただいている。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会案件5、多摩市西永山福祉施設条例の一部改正について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、多摩市西永山福祉施設条例の一部改正について説明をさせていただく。

現在多摩市西永山福祉施設は、福祉サービス事業者の有償で使用承認をしているところである。こちらは令和7年9月をもって使用承認期間が満了する。そのため、現在市では次期使用期間における使用料の検討を行っているところである。検討段階であるが、一部増額することも視野に入れており、こちらが令和7年第2回定例会で増額となった場合、条例改正のご審議をいただく必要がある。そのため、検討状況を報告させていただく。

概要の2番をご覧願う。使用料の見直しの背景である。西永山福祉施設は、高齢者または障がい者に対する福祉サービスを行う者の活動の場を長期的に確保するために現在施設を提供しているところである。②の使用状況であるが、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所を行う法人に対して、現在5事業者の有償で使用を承認しているところである。使用している事業者は記載のとおりである。使用期間に関しては、この施設は令和元年10月から事業を開始し、使用期間満6年としている。こちらの期間が令和7年9月で期間満了を迎えるところである。使用者に向けては、条例の規定により1回に限り6年を上限として期間更新の申請ができる規定になっている。

(2)使用料の見直しの検討状況である。施設開所当時の

使用料の計算手法であるが、同施設の使用方法は、公共施設の使用料設定に当たっての基本方針で示される貸し出し施設のような形態にはなじまないことから、近傍同種事業所の賃料を参照する形で当初算出しているところである。具体的には、障害福祉事業所の使用料は近傍の同種事業者を参照して共生型の相談支援サービス施設を目指して政策的に整備を進めてきたという経緯から、事業者負担割合を4分の3としているところである。介護保険事業所の使用料に関しても、事業開始当初は近傍に小規模多機能居宅介護事業所が存在しなかったという背景があり、当時近傍の地域包括支援センターを参照し、障害福祉事業所と同様の理由により事業者負担の割合を4分の3と算出しているところである。こちらが現在の状況である。

2 ページ目をご覧ください。使用料の現在の見直しというところで、6年経過しているという背景もあり、近傍同種事業所の現在の使用料を参照しつつ、現行の使用料との比較を行っているところである。黒丸の2つ目であるが、小規模多機能居宅介護支援事業所においては宿泊定員数に応じて居室の整備が必要になるなど、地域包括支援センターと比べて求められる設備に違いがあるような状況である。より適切な比較対象として、令和元年度以前に設置された市内の小規模多機能型居宅介護支援事業所の賃料を参照しているところである。その参照の経過の中では、一定程度増額の方向性が見えてきているところである。

今後のスケジュールである。4月に更新申請の受け付けを実施していく。次期期間の使用料は条例改正をもって決定する旨を記載することができればと考えている。条例改正を6月に審議いただき、その後10月に改正条例を施行して次期使用期間を開始するという流れで考えているところである。現在このような形で検討を行っていることを報告させていただく。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 駐車場のことが少し気になっているのであるが、駐車場はその敷地内の面積に入っているのか。

○松崎福祉総務課長 駐車場に関しては、西永山福祉施設の専用にはなっていないが、東京都住宅政策本部の協力を得て、施設の利用者に向けて駐車場を設けている状況である。

○池田委員 その台数は、今後変更はないのか。

○松崎福祉総務課長 現在台数に関して見直す考えはな

いところである。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 本件についてはこれで終了する。

続いて協議会案件6、第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念の策定について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、第二次再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念の策定について説明をさせていただく。

こちらは平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、日野・多摩・稲城地区保護司会、3市が連携して再犯防止に取り組んできている背景から、再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念を3者協働で策定したところである。こちらの理念に基づき多摩市再犯防止推進計画を令和3年12月に策定しているが、この計画期間が令和3年度から令和7年度ということで現在策定をしているところであるが、3市の共通理念は個別計画の終期の1年前に見直すことを3市で定めているところである。そのため、今年度第二次共通理念の3市による見直しを行い、その結果見直しのできたので今回報告をさせていただくところである。

項目2番の第二次3市共通理念策定までの経緯については、こちらをご覧ください。今年度は令和6年に主に共通理念の見直しを行い、令和7年に入って再犯防止推進計画、現在の多摩市の個別計画の見直しも行う予定である。

第二次3市共通理念のポイントは、添付の資料として共通理念と共通理念の変更点の資料をつけさせていただいたが、主なポイントとしては、こちらの項目3番に書かせていただいているが、国や3市の再犯者数や再犯率などの数値面のデータを更新させていただいている。また、再犯防止を取り巻く3市の状況や課題の提示、基本方針と取り組みの枠組みに関しては、国や都の第二次計画を勘案して、第一次共通理念から大きな変更はないが、引き続き推進をしていくというスタンスで共通理念は改定している。また、日野・多摩・稲城3市でこれまで保護司活動、再犯防止の取り組みを進めてきているので、特徴としては、3市共通で行う取り組みとして保護司会活動の支援や保護観察所と共に行う取り組みを明記しているところである。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件7、令和6年多摩市自殺者数（暫定値）及び自殺対策街頭キャンペーンの実施について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、令和6年多摩市自殺者数の暫定値及び自殺対策街頭キャンペーンの実施について説明をさせていただきます。

令和6年多摩市自殺者数の暫定値が示されたところである。項目1番の①の表に、全国と多摩市の発見地で人数を示させていただいている。具体的な状況を②、③と記させていただいている。表をご覧くださいと、全国で発見地2万268人という合計者数になっている。令和5年の確定発見地に比べると数値は減少をしているところである。こちらは男女ともに減少したところである。こちらはコロナ禍で1,000人以上ふえたままの高止まりもあったが、令和6年に関しては減少し、コロナ禍以前の状況に戻りつつあるような状況である。

ただ、それに反して多摩市の状況であるが、現在まだ発見地という段階であるが32人で、令和5年の確定、住居地と比べると増加傾向である。おおむね確定値にあつては、発見地のプラスマイナス5人程度というような傾向が出ているので、多摩市においては増の状況が想定されるところである。

発見地の段階での多摩市の状況を③に書かせていただいているが、総数32人で男性20人、女性12人である。昨年の確定値と比較すると、総数8人増で、男性、女性共にふえているような状況である。全国の状況と乖離して増加傾向という状況である。年齢別に関しては、50歳代が9人と一番多くなっていて、次いで20歳代という状況である。令和6年の特徴としては、年齢層が幅広くなっており、20歳～30歳代の増加や10歳代でもお二人発生しているような状況であり、若年層の自殺対策が求められているところである。現在原因・動機については、暫定値のため不詳が19人で正確な数値が把握できていないような状況であるが、また確定値が出てきたところで、このあたりをしっかりと分析していきたいと考えている。

次のページをご覧ください。こういった状況を踏まえ、自殺対策街頭キャンペーンを実施する。これまで東京都では、毎年9月と3月を自殺対策強化月間に位置づけて「自殺防止！東京キャンペーン」を実施しており、市もこちらの時期に併せて街頭キャンペーンなど、主に9月に取り組んできたところであるが、今年度は月別自殺者

数が最も多くなる3月に実施する。実施に当たっては、地域の身近な相談相手である民生・児童委員など関係機関と協力して行い、幅広い層への啓発に取り組みたいと考えている。実施日時が3月19日水曜日、17時半から18時半ということで、通勤・通学帰りの時間帯で取り組む。場所は聖蹟桜ヶ丘駅及び周辺。③に人員体制を書かせていただいているが、今回初めてとなるが、京王電鉄と連携した取り組みを行うことができるようになり、今年度は京王電鉄株式会社の協力を得て、駅係員の参加、また駅構内での実施を行うこととなっている。実施の内容としては、市職員や関係機関で自殺対策の啓発品を通行人に対して配布、マイクを用いて自殺対策に関する説明や呼びかけを行っていききたいと考えている。ご説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件8、第十二回特別弔慰金請求受け付けの開始について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、第十二回特別弔慰金請求受け付けの開始について報告をさせていただきます。

1番の概要に記させていただいたが、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律により給付されている特別弔慰金について、国において次期特別弔慰金の給付が予定されているところである。こちらは令和7年2月7日に特別弔慰金支給法の改正法案の閣議決定がされ、改正法案が国会に提出されたところである。こちらの改正法案成立のタイミングによって請求期間がまだ変わる可能性があるが、今回わかっているところで報告をさせていただきます。

2番の特別弔慰金の項目をご覧ください。こちら今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を示すために実施するものである。こちらは、請求期間をまだ令和7年4月〇日と示させていただいているが、国会で決定したらここに日付を入れて対応していくような状況である。支給の内容については、額面27万5,000円の記名国債。支給方法については、令和8年から令和12年までの5年間に、毎年4月15日に5万5,000円ずつ償還をしていくところである。この請求窓口は、お住まいの区市町村の援護担当課となっているが、こちらは福祉総務課で対応していく。

第11回の特別弔慰金請求者数は461件だったが、今回第

12回に関しては367件という見込み数字が出てきているところである。

こちらは、前回請求を受けられた皆様方には福祉総務課から通知を発送してお知らせさせていただく。事前に電話で予約の上ご来庁いただき、請求の手続を進めていきたいと考えている。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件9、成年後見人等報酬費用助成に係る要綱改正について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 成年後見人等報酬費用助成に係る要綱の改正について説明をさせていただく。こちらについては、令和6年12月12日に本委員会で報告させていただいた内容を反映した要綱案を作成したため、報告をさせていただくものである。本要綱は令和7年4月1日に施行する予定である。資料として、2つの要綱を添付させていただいている。

こちらは予算審議のときにもご質問いただいているが、成年後見制度、認知症や障害などで判断能力が十分でなくなった方の財産管理や契約などを本人の代わりに家庭裁判所が選任した後見人などが行う制度であり、それぞれの皆様方の支えとなる制度である。こちらは現在市で報酬助成の要綱を策定しているところであるが、項目2番の改正点に書かせていただいているが、現行の高齢者と障がい者で2つに分かれている要綱を高齢者の要綱に一本化するところがあるところが一つ改正の大きな点である。なお、障がい者の要綱(多摩市障がい者成年後見制度利用費用助成要綱)があるが、こちらは報酬助成の関係だけではなく、成年後見制度審判請求に関する必要な手続費用の助成について定めているので、この手続に関する内容はこちらの要綱に残させていただいて、以後の要綱、それぞれわかりやすい利用ができるようにということで見直しをさせていただく。

具体的な改正点については、12月時点から変更なしであるので、説明は省かせていただく。

18日、本日改正内容を共有させていただき、令和7年4月1日に新要綱を施行し、令和7年4月以降利用実績のある方全員へ改正の内容を通知してお知らせをさせていただきたいと思う。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件10、生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について報告をさせていただく。

こちらの相談受け付けの1月末時点での件数であるが、新規の相談者数(実人数)は142名となっている。そのうち生活保護へつないだ件数は21件である。こちらは3か月ごとに積み上げてきているところであるが、前回10月末時点から33名新規相談者がふえているところである。生活保護へつないだ件数については1件増というような状況である。

(2)の相談延べ件数の推移。アをご覧くださいと、折れ線が令和5年度の相談件数の推移であるが、今年度は全体に数値が下回っているような状況になっている。イは令和5年度と令和4年度の実績のグラフ表を載せているところである。

2ページ目をご覧ください。新規相談の内容である。新規相談者の課題割合、こちらは複数回答をさせていただいているものであるが、今回令和6年11月から令和7年1月までで33名の方の相談を受けているが、その中で収入や生活費のご相談が一番割合として高いところである。この傾向は前回数値と変わらずというところである。ただ、前回よりも家賃やローンのご相談に関する割合が、前は3割を超えていたところであるが、そこが若干下がっているような傾向がある。

(4)の住居確保給付金であるが、令和6年度は一番下の折れ線のグラフになるが、令和5年度よりもやや低い傾向であるが、11月、12月と徐々に件数がふえてきているところが特徴となっている。

次のページの2、参考として、多摩市社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸し付けの償還状況について資料を掲載させていただいている。こちらは参考でお目通しいただければと思う。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会案件11、「多摩市引きこもりプラットフォーム」設置に係る「多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会議設置要綱」改正について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、「多摩市ひきこもりプラットフォーム」設置に係る「多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会設置要綱」の改正についてご説明をさせていただきます。

まず最初に、「多摩市ひきこもりプラットフォーム」についてである。こちらは令和2年10月27日の厚生労働省地域福祉課長通知「ひきこもり支援施策の推進について」ということで、市はひきこもり支援の関係機関等による支援や、地域におけるひきこもり支援の機運醸成のためのネットワークをつくる取り組みを進めることということで定められたところである。多摩市においては、ひきこもりプラットフォーム設置の取り組みを進め、令和7年度4月から本実施をさせていただくところである。その実施に当たっては、現在市が設置している会議体「多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会」の専門部会として位置づけたいと考え、こちらの要綱の改正を行うものである。

1番の「多摩市ひきこもりプラットフォーム」について。目的は、ひきこもり支援に係る各機関や関係者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることのできる関係性を構築するというでプラットフォームを設置するものである。

会としては年1回の開催であるが、顔の見える関係を構築することで都度の事例検討や何かの困り事があつたときに連携体制が取れるようにと考えているところである。

出席者については、庁内、庁外、こちらの表に書かせていただいた構成でまず考えている。ここに記載してない関係者も都度状況に応じて出席の要請ができるところである。

開催の根拠というところで、先ほどお話しした多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会の設置要綱に基づき専門部会とさせていただく。

そのほかの事項としては、個別ケースの支援について検討が必要な場合は、既存の連絡会事例検討会を活用していく。また、実施していく中で具体的な課題が見えてきた場合や、参加者の再検討が必要な際は、実施の内容を随時見直していきたいと考えている。

今、連絡会の設置要綱の改正案を資料として添付させていただいているところである。

今後の予定としては、冒頭申し上げたが令和7年4月1日に改正要綱を施行し、令和7年中にプラットフォームを本格開催していく。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件12、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に係る給付事業等の概要と実績について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に係る給付金事業等の概要と実績について報告をさせていただく。

項目1番、低所得者支援及び定額減税不足給付金の制度概要である。こちらは先日の3月初日補正において、調整給付の不足額給付に関してお認めをいただいたところである。先行して実施している今年度の調整給付金に関しては既に終了しているところである。

こちらの支給実績を表に記載させていただいた。

(3)に調整給付の概要を示させていただいているが、こちらの制度は現在終了しているところである。

(4)の不足給付の概要であるが、初日の補正のときにも説明させていただいたが、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担感をするため、デフレ脱却のための一時的な措置として行われた定額減税と調整給付金の合計額が、定額減税可能額を下回った者等に対し、その差額を給付するものである。

2ページ目をご覧ください。対象者はこちらに記載の内容である。

給付額も、その方の状況に応じて、原則4万円と上限が決まっているが、4万円、3万円、2万円と、その方によって給付額が変わってくるところである。

こちらのスケジュールであるが、補正で予算計上した予算については繰り越しをさせていただき、業務自体は令和7年度4月以降から準備作業を始めさせていただいて夏頃から給付に向けた対応を行っていきたいと考えている。こちらが不足額給付金の内容である。

次のページ、2番、令和6年度住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金3万円、そしてこども加算2万円の内容である。こちらは今年度12月の追加補正、それから3月の初日補正で予算をお認めいただき、現在事務を進めているところである。

(2)の対象や(3)給付額・対象見込み数はこちらに記載のとおりであるが、現在スケジュールとして2月26日にコールセンターを開設させていただき、次ページ、3月中旬に初回の支給というところで、現在3月17日、それ

から来週24日に支給できるよう事務を進めている。24日時点で1,600人超えの人数の給付が終わる見込みである。その先、4月中には、おおむね8割の方の支給が終わる見込みで事務を進めているところである。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○藤條委員 1点だけであるが、コールセンターの利用者は2月26日開設してから今日までどのくらいいるのか。

○松崎福祉総務課長 コールセンターの利用者であるが、現在244人の方の数字が確認できている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件13、多摩市地域包括支援センターの今後の方向性について、市側の説明を求める。

○五味田高齢支援課長 案件13になる。資料をご覧ください。

高齢者の増加により地域包括支援センターの業務負担が多くなり課題も多くなってきているので、関係機関の皆さんにご相談しながらこの1年間検討してきたのでご報告する。

資料であるが、1ページ目の検討の背景である。多摩市の高齢者人口であるが、令和7年1月1日現在4万3,480人、高齢化率が29.4%となっている。また、令和2年度には後期高齢者が前期高齢者を上回っている状況になっている。そのため、地域包括支援センターの総合相談をはじめ様々な取り組みを行ってきているが、高齢化の進行や8050問題など、複雑化・複合化した課題への対応が迫られているところである。

1ページ目の右側には、高齢者数・高齢化率推計が載っている。一番下のグラフは総合相談の件数になっているが、令和6年以降は推計になっており、年々ふえていく見込みとなっている。

2ページ目をご覧ください。これまでの経過であるが、平成6年に在宅介護センターを設置して以降見直しが様々行われているが、平成28年には担当圏域の見直しと再編を行い、また基幹型包括支援センターを設置し、それから認知症地域支援推進員を配置、高齢者見守り相談窓口も設置してきた。一番下、令和6年には第2層生活支援体制整備事業のコーディネーターを各包括支援センターに配置している。右側の地図には、配置の移転の経過を矢印で示している。

3ページ目をご覧ください。3番、現在の主な高齢者相談

機能であるが、地域型の包括支援センターと基幹型の包括支援センターということで表にしている。まず地域型の包括支援センターであるが、設置数は5か所で、1か所は北部に支所があるので拠点は六か所になる。職員数は合計で35名となっている。職種基準であるが、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師など3職種をそろえるということで配置している。一番下、その他になっているが、認知症地域支援推進員を各地域型包括に1名ずつで5名、第2層生活支援コーディネーターを各所に1名ずつで5名配置している状況である。

右は基幹型の包括支援センターの状況だが、高齢支援課に1か所設置している。職員数は定員5名であるが、現在3名となっている。下に業務内容が書いてあるが、地域型との違いということで、主には地域型包括支援センターの後方支援という形を担っている。一番下のところであるが、このほかに高齢者見守り相談窓口が2か所あり、こちらにはそれぞれ社会福祉士を2名ずつ配置している状況で相談を担っている。

次のページへ行って、4ページ目になる。現在の課題を6点挙げている。1つ目が圏域の高齢者人口の偏りで、下にグラフがあるが、包括別高齢者人口推計である。中部包括支援センターのエリアが黄色の部分であるが、各年とも多くなっている。

2つ目の課題としてエリアの分断ということで、北部のエリアについては関戸・一ノ宮地区と愛宕地区の2つのエリアに分かれている。右側の地図を見ていただくと、色別になっている。それから、永山・貝取・豊ヶ丘地区のそれぞれ1丁目については北部包括が担当になっており、2丁目以降は中部包括が担当している形になっている。

3番目の課題として、課題の複雑化とその影響ということで、相談内容が虐待の問題や8050問題等々複雑化しており、それが地域包括支援センターの業務を圧迫している一因となっている。

4番目、包括拠点の利便性で、これまで市民が立ち寄りやすい場所へ再配置を進めてきたが、相談の状況を見ると来所相談は全体の5%になっており、再配置後もその割合は変化がない状況になっている。

次のページにいて、5ページ目である。課題の5番目、事務所スペースの狭隘化で、高齢者人口が増加するに伴って職員をふやしているのが、包括支援センターの事務所が狭くなっている、特に東部包括と中部包括の事務所スペースの狭隘化が課題となっている。

6つ目であるが、基幹型包括における主任ケアマネジャーの欠員で、現在高齢支援課に配置されている基幹型包括には主任ケアマネジャーが欠員となっているが、これは条例改正で対応していこうと考えている。

5、今後のサービス量の見通しであるが、3点挙げている。1つ目が高齢化率・地区別の高齢者数についてである。高齢者の増加に伴う高齢者単身世帯、要介護認定者、認知症高齢者などで支援を要する高齢者が増加することが見込まれている。2つ目であるが都営団地等の建て替えである。都営団地等の建て替えによって高齢者が移動することがある。そして、そこでの新たなコミュニティの創出で地域包括支援センターの負担が増加することが見込まれている。

次のページに行くと、6ページ目である。3番の相談件数であるが、高齢者のうち特に相談が多くなる80代以上の高齢者の増加が見込まれ、相談件数の増加が予想されている。グラフはそれぞれ年齢別の高齢者数の推計、相談件数の推計が載っている。

6ページ目の右側であるが、6、包括支援センターからの意見で、この検討について地域包括支援センターからもご意見をいただいております、5点挙げている。まず支所についてであるが、これは北部であるが支所ができて地域密着型となった一方で、1拠点の人数が減り、業務をこなすのが大変になってきているというご意見をいただいております。また、人手不足により苦情になったこともあるということで、拠点を分割しないほうがよいというご意見をいただいております。2つ目、エリアについてであるが、先ほど申し上げたように、永山・貝取・豊ヶ丘1丁目については北部が担当しており、ここが少しわかりにくいということで地域包括支援センターの認知度が低いところもある。3つ目、基幹型包括支援センターであるが、これまでどおり後方支援によるバックアップがあったほうが安心感があるというご意見をいただいております。4つ目、人員体制であるが、認知症地域支援推進員、第2層生活支援コーディネーターが地域包括支援センターと兼務となっているのでなかなか動きにくいような状況も聞かれています。

次のページ、7ページの左側の上である。緊急対応のために相談や訪問をキャンセルせざるを得ない状況があるので、事務所が不在にならないように職員間で調整しているというご意見をいただいております。5点目、出張相談であるが、現在出張相談は拠点をふやさない分、出張しているということで、年間100件ぐらい出張している状

況であるが、1回の相談件数は少ない状況だということである。

7、地域包括支援センター運営協議会からの意見で、人員体制や出張相談などについてご意見をいただいております。

これらの意見を踏まえて、今後の方向性として6点挙げている。担当エリアは現行のままをしたいと考えている。北部の地域割により高齢者の相談の利便性に影響はないということでご意見をいただいているなどがある。将来的には、制度改正や高齢者数・高齢化率の変化により負担の偏りが顕著な場合には再検討も必要ではないかということである。

2つ目、拠点の増設は行わないが移転を検討するというので、地域包括支援センターの相談方法は電話・訪問が多数を占めており、拠点の増設はしない方向で考えたいと思っている。

3つ目であるが、条例の改正及びプランナー配置基準の強化、事務員の配置の検討を行うということで、条例に基づいて職員の配置をすること、プランナーの配置基準を契約内容に追記して基準に応じた配置により包括職員の負担を減らしていきたいと考えている。また、今後の地域包括支援センターの負担増大の状況に応じて事務職の配置も検討していきたいと考えている。

4つ目、基幹型地域包括支援センターは継続。主任ケアマネジャーは条例改正により対応するというのである。

次のページにいて、8ページ目である。5つ目、出張相談は継続実施である。1回の相談件数は少ないが、身近な相談窓口になるということで、こちらは継続していきたいと考えている。

6つ目は、負担軽減のための業務内容の見直しで、限られた人員で相談支援を行うために会議体や報告書の見直しなども行っていきたいと考えている。

9、スケジュールを書いているが、今後も市内の高齢者の相談状況や社会情勢なども見据えて引き続き検討していきたいと考えている。説明は以上になる。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。きりき委員。

○きりき委員 これからより重要性を増す事業だと思うので効率化を図っていただければと思うが、1つ、4ページの右側の④の利便性のところ、「市民が立ち寄りやすい場所へ再配置を進めてきたが、来所相談は全体の5%程度で、再配置もその割合の変化はない」というこ

とで、北部地域包括支援センターの移転に関してはそういった目的もあったかと思うが、その他の移転に関しては特に利便性を求めて移転したという認識はあまりなく、どちらかというところのご説明の中でも地域包括支援センターはアウトリーチ型だと散々言われていたので、もともと市民が立ち寄りやすいということが目的で移転したわけではないと思っていたが、その認識はどうなのかが1点。

もう一つが、7ページ、左下の8、今後の方向性の①担当エリアは現行のままとするのはよいが、その1つ目の黒ボチのところ「北部地域包括支援センターの地区割りにより高齢者の相談の利便性に影響はない」と断言されているわけであるが、ここの根拠に関して特にご説明がなかったかと思うので、その2点お答えいただきたいと思う。

○伊藤健康福祉部長 まず1点目のご質問であるが、そもそもご存じのように地域包括支援センターの前身は在宅介護支援センターということの中で、多摩市の場合は各特別養護老人ホームの中にあつたので、例えば桜ヶ丘延寿ホームのところにあつた東部地域包括支援センター、あと中部も天本病院のところにあつたりするので、基本的に市民が立ち寄りやすいところとして団地の商店街のようなところに移そうということで東部や中部などを移した経緯があるので、そういう意味では市民が立ち寄りやすいところに移転はしてきているところがある。1点目は、ご質問をいただいたようにそういう再配置をしたのであるが、結果としてそれほど大きな影響はなかったということである。

○きりき委員 影響がなかったというか、もともとの目的や課題を整理していくときに、その当時アウトリーチ型という形でやっているのだというご説明をいただいたと認識しているが、今後立ち寄れるような環境をつくったほうがよいと考えているのか、それともこれまでどおりアウトリーチ型で対応していくことを考えているのか、そのあたりに関してはどのようにお考えか。

○伊藤健康福祉部長 もともとは今お話しいただいたように市民が立ち寄りやすいところに、議会側からもご提案を受けてずっとそういう検討をしてきた結果である。ただ、それはそれほど大きな影響がなかったので、引き続きアウトリーチで展開をしていくという考え方である。

○きりき委員 2つ目のところの北部地域包括支援センターの地区割りの影響というのは、相談をしやすいかどうか、アウトリーチ型だから大丈夫であると言われてい

るのか。それとも、その前のところにあつた、豊ヶ丘は1丁目と2丁目以降で違う、この地区はわかりにくい、地域包括支援センターに関してエリアが2つに分断されていてわかりにくいという話もある、わかりにくさ、いわゆる利便性に影響があるかと思つたが、そういうことではなく、利便性に影響がないと判断した根拠・理由はアウトリーチ型だからということなのか、何かほかに理由があるのか。

○伊藤健康福祉部長 もともと多摩市は6か所で、当時社会福祉協議会の中に南部地域包括支援センターがあり、そこを再配置するというところで5か所になった、一方、基幹型を多摩市の高齢支援課の中に置いたという経緯がある。もともと北部のその時点の地区割りという中では、本来北部も近隣のまとまった地域のところで担当を持つのが一番いいだろうという考え方は持っていたが、一方、そうすると北部を持つのが多摩市の特質であるいわゆる集合住宅の地区を抱えるところがないということで、比較的近隣のところも含めた形で北部を離れたところを持ってきたという経過は一個ある。それは和田団地や東寺方団地のところの集合住宅を北部にも持っていただくということが大きな狙いではあつた。もう一つは、北部のところでは、包括支援センターがそうであるが、あそこに見守り相談窓口を置いているので、その分かれた展開の仕方というところでは、現在大きな力を持っていると思つている。ご質問の大きなところのこれからどうするのかについてであるが、現状分かれたところでは良い面、悪い面、メリット、デメリットがいろいろ混在しているが、基本的にはお話しいただいたアウトリーチ型の展開という中では、分かれている現状のままいくほうが当面の間はよいだろうという判断になっている。

○池田委員 今の中で引き続きであるが、結局見守り相談窓口と地域包括センターとがごっちゃになっている人がいて、見守り相談窓口は近くにあつたほうがよいし、皆さんが行きやすいところがよいのであるが、地域包括支援センターというのはやはりアウトリーチ型であるから、あと狭隘化というのがあつて私もそこが今気になったのであるが、そういうところの中では行きやすいところよりもっと場所が確保されて広さがあつたところがよい。そういう点では議会にも責任があり、周知されないのはやはり目立つところはないからではないかというような意見が議会側からもあつたりしてそういうのが混在してしまつたと、議会も反省点があるかと思つている。今、狭隘化していてこれから場所はふやさないが移

転という考え方の中では、実際にどこかそういう広いところの当てがあるのか。

○五味田高齢支援課長 現在東部包括と中部包括の事務所の狭隘化が課題なのであるが、まだはっきりとした当てはないが、今後検討していきたいと思うかなり重要なポイントにはなっているかと思う。

○池田委員 あと人員不足もある中では、DX化をしっかりと進めていって事務の効率化や横の連携が非常に大事になってくるかと思うが、その点の推進具合はどうか。

○五味田高齢支援課長 DX化については、基幹型包括とオンラインでつながったシステムでやっているところもあるが、サービスを使うに当たって様々な書類を出したり、サインが必要であったり、そういうことも地域包括支援センターの負担になっているのではないかといいところがあるので、そこは整理していきたいと考えている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、協議会案件14、老人福祉センター事業「多摩市総合福祉センター送迎バス」の今後の方向性について、市側の説明を求める。

○五味田高齢支援課長 資料をご覧願う。老人福祉センター事業の多摩市総合福祉センター送迎バスの今後の方向性についてである。

まず1番、令和7年度以降の運行についてであるが、総合福祉センターの送迎バスは令和7年3月31日の5年間をもって業務委託期間が終了する。また、昨今の運転士不足、燃料費の高騰などの要因に対応するため、コースや運行時間の見直しを行うものである。表の真ん中、現在は車両数2台で運行している。乗務員が2名で、運転手と添乗員である。乗車定員は現在33名で、一般の座席が22、車椅子2台が乗せられるものになっている。

その下の送迎ルートであるが、現行はAコース4便、Bコース4便、駅間コース5便で、現在13便が運行している。これを令和7年度以降の運行ではA・Bコースを廃止して駅間コース6便を運行したいと考えている。

2番の課題と見直しであるが、まず課題は2点である。1つ目が利用者数の低下で、平成26年度以降利用者数が減少しており、またコロナ禍でも利用者が激減したという状況がある。コロナ禍は落ち着いているが、まだ戻っ

ていない状況である。2つ目の課題としては委託金額の上昇で、運転手不足による人件費の値上げ、燃料費の高騰の影響があり、年間運行業務委託料が上昇しているところがある。これらの課題があり、送迎バスの運行方法について見直しを図り、総合福祉センターで行われているイベントや講座等の時間等を参考にコースの削減・運行時間を変更することとした。

資料に沿って説明させていただく。次のページの資料1である。2ページ目になる。これは総合福祉センターバスの利用者の状況についての表とグラフになっている。各コースの乗車人数、1日の平均乗車人数、1便当たりの平均乗車人数、1便当たりの平均乗車率が載っている。一番左側が年度になっており、一番下の2023年(令和5年)が最終の実績になっているが、この表の6列目の「総計」と書いてあるところの一番下が延べ利用者数になっており、2万5,402人となっている。その隣7列目の一番下、1日平均で90人となっている。下のグラフの一番左側のところが乗車人数、1年間の1日平均90人というところである。上の表の8列目、1便当たりの平均乗車人数であるが、下の令和5年度実績が6.95人となっている。下のグラフの真ん中である。それから、上の表の右から2列目、1便当たりの平均乗車率となっているが、令和5年が24.0%となっている。

次のページに行くと、3ページ目、資料2になる。見直し内容のまとめ3点であるが、まず1点目がコースの見直しで、駅間コースのみで考えている。令和5年の利用実績から各バス停の乗降者の利用状況を見ると、駅での利用が多く、その中でも永山駅の利用が最も多い状況になっている。そのためA・Bコースを廃止して駅間コースを基本とし、駅間を走る中で乗降者の多いバス停である新大栗橋、愛宕4丁目、落合3丁目に途中で止まることを考えている。駅まで出ていただいて送迎バスを利用する、または駅まで送れば路線バスを活用してもらうようなことを考えており、これによってバスを2台から1台の利用にしたいと考えている。

2つ目であるが、運行ダイヤの見直しで、13便から6便への減便を考えている。現在A・Bコースと駅間コースで13便を運行中で、使用しているバスが2台であるのでこれを1台とし、駅間コースを基本とした6便に減便したいと考えている。これによって運転手を減らすことと運転手の拘束時間を減らすことができるというものである。

3つ目は、イベント・講座等との調整。総合福祉セン

ターで行われているイベントや講座の時間に合わせて送迎バスの運行時間を調整する、総合福祉センター内では障がい者通所施設の送迎車も駐車している、安全には配慮して調整していきたいと考えている。

このようなことで令和7年7月1日から新しい運行ダイヤ、ルートへ変更し、さらに詳しい実態調査を行って今後の送迎バスの運行について検討していきたいと考えている。

次のページに行くと、4ページ目、資料3である。左側が現行のA・Bコースと駅間コースの時間ダイヤになっている。それを右側のダイヤに変更したいと考えており、駅間送迎コースを基本とし、途中の新大栗橋、愛宕4丁目、落合3丁目に停まって総合福祉センターに到着するような内容で考えており、所要時間は55分となる。

下に地図が載っているが、赤い点線が現在のAコース、青の実線が現在のBコースとなっている。緑の線が新しく運行しようと考えているルートになる。1番が聖蹟桜ヶ丘駅、2番が新大栗橋、3番が永山駅、4番が愛宕4丁目、5番が多摩センター駅、6番が落合3丁目、7番が総合福祉センターである。帰りは反対のルートになる。

次のページに行くと、5ページ目、資料4である。送迎バスについてのこれからの検討スケジュールであるが、4月1日から3か月間は現行のルートで運行し、この期間を利用市民に周知する期間としたいと考えている。そして7月1日以降は新しいルートで運行したいと考えている。周知については、バスの中にポスターを掲示する、総合福祉センターにもポスターを掲示、チラシの配布、市公式ホームページ、たま広報でお知らせしたいと考えている。7月1日から新規ルートで運行し、令和10年3月31日までの3年間このルートで運行したいと考えており、7月以降新しいルートになったらさらに詳しい利用者の実態調査を行い、令和10年以降の送迎バスのあり方について検討したいと考えている。

次のページに行くと、調査をした結果について簡単に説明させていただく。6ページ目が寿大学に関する調査の結果で、送迎バスの部分だけ抜粋している。

7ページ目に行くと調査の方法であるが、令和6年10月から11月にかけて行い、対象は令和6年度の寿大学受講生333人に行っており、回答者191名で、回収率が57.3%になっている。

1ページ飛ばして9ページ目をご覧願う。年齢別の集計であるが、寿大学の利用者は70歳代が多くなっている。

次のページ、10ページ目に行くと、性別であるが、女

性が76.4%と、7割以上女性という状況になっている。

ページを飛ばして、12ページ目をご覧願う。寿大学の利用者の居住状況であるが、鶴牧、落合、永山、貝取地区の方が多くなっている。

次に、14ページをご覧願う。14ページは地区別の交通手段になる。この191名の交通手段を調べたところ、徒歩で来られる方が25.7%、自転車5.8%、自家用車が18.3%、ミニバイクが1.0%、路線・ミニバスが31.9%、電車が8.4%、A・Bコースの送迎バスが7.3%、駅間コースが1.6%ということで、送迎バスが8.9%となっている。

次のページをご覧願う。15ページである。先ほどの表の自転車、自家用車、ミニバイクを自力で来ているものとして見ると割合として50.8%。路線バス・ミニバス・電車のような公共交通機関を使っている方が40.3%、送迎バスについては8.9%の利用となっている。

次のページに行くと、16ページ、この調査の結果と考察であるが、交通手段で最も多いのは路線バス・ミニバスで、次いで徒歩となっている。利用者の居住地であるが、自宅が総合福祉センターに近い方の利用が多くなっている。そして関戸・東寺方・連光寺など遠くからの受講者は少ない状況となっていることがわかった。それから、なぜ総合福祉センターから遠い地区の送迎バスの利用が少ないのか分析したところ、要因としては、一つはバスの乗車時間が長いことが考えられるかと思っており、始発から乗ると所要時間が65分かかっている。2つ目は、総合福祉センターは利用せずにご自宅近くのコミュニティセンターや老人福祉館を利用していることが考えられる。

このようなことから、下の枠であるが、送迎バスは通所の利便性向上、身体弱者の安全確保のために運行してきているが、総合福祉センターに近い方の利用が多く、公共交通機関や自力の手段で駅まで出られる方が多いと分析している。総合福祉センターの今後のあり方と併せて、送迎バスの方向性についても今後利用者の状況調査を引き続き検討していきたいと考えている。

次のページ、17ページ、調査の詳細であるが、簡単にいく。17ページは、行きはどのような交通手段で来られているか調査しているものであるが、福祉センターの送迎バスを使っている方、A・Bコース、駅間コースが57件であるが、3番の路線バス・ミニバスの方が最多で70件いた。

次のページ、18ページは、帰りの交通手段を聞いてい

る。送迎バスを使っている方が78件であるが、路線バス・ミニバス49件、徒歩の方も48件いた。

次のページに行き、送迎バスを利用している方としていない方の詳細を見ているが、四角の中である。送迎バスを利用している方が81人で42.4%。この中身を見ると、行きと帰りの両方利用している方が45人で55.6%となっている。送迎バスを利用していない方110人、57.6%を見ると、徒歩の方が33.9%、自家用車の方が33人で26.6%となっている。

次のページに行き、20ページ、送迎バスを行きのみ利用している方は、送迎バスとミニバスを組み合わせたり、送迎バスと電車を組み合わせたりしている方が多いようである。

次のページに行き、21ページ、これは帰りのみ利用している方であるが、これは路線バス・ミニバス・送迎バスを組み合わせたり、それから電車・送迎バスを組み合わせたり利用している方が多いようである。

次のページに行き、22ページである。乗車と降車のバス停の利用状況であるが、乗車の場合と降車の場合共に永山駅の利用が多くなっている。

次のページを飛ばして、24ページであるが、令和5年度の送迎バスのコース別バス停ごとの年間利用乗車・降車人数となっているが、このようにAコース、Bコース、駅間コースであるが、網かけがかかっている部分が多い形になっている。

次のページに行き、最後であるが、送迎バスを利用していない方に交通手段を聞いたところであるが、利用していない方が110人で、その方たちは徒歩の方が42人、自家用車の方が33人で、こちらが多くなっている状況になっている。報告は以上になる。

○藤原委員長 この際、協議会を暫時休憩する。

午後0時10分休憩

午後1時10分再開

○藤原委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会案件14、老人福祉センター事業「多摩市総合福祉センター送迎バス」の今後の方向性について、市側の説明が終わった。

ここで質疑を求めたいと思う。質疑はあるか。きりき委員。

○きりき委員 丁寧な説明ありがとうございます。これから費用対効果も考えなければいけないし、シルバーパスも、これから使い勝手を少なくということなので、そういっ

たことも加味した工夫ができないかと思う。今回いただいた資料の中で、アンケートをしているのは寿大学の方で、寿大学の方は比較的意欲の高い方が多いかと思う。考え方としてはそういった方に来ていただくことも一つあると思うが、意欲が低下してしまってひきこもりがちの方にはどうやって外に出てもらうか、どう利用してもらうかを考えるのも大事かと思うが、そういった意識調査というアンケート調査に関してはいかがお考えか。

○伊藤健康福祉部長 こちらは総合福祉センターのバスを利用ということで限定しているところがある。一方、ご指摘の閉じこもりの高齢者の方の外出というのは、今現在進めさせていただいている総合福祉センターの改修に向けていろいろ今年度も取り組みを進めてきて、来年は評価委員会を設けていくので、そうしたところでその取り組みについては今より詳しく検討していきたいと思っている。もちろん、老人福祉センターの送迎バスがその外出の一助になるということは承知しているが、そこは全体的なバランスを見ながら検討を行うということである。

○きりき委員 他の自治体の事例を見ると、まさに同じような課題の解決をしているところが多く、その中で送迎バスに関しては事前予約制にするような例をとっているところもあると聞いているが、多摩市ではそういった部分に関してどのように検討されているのか。

○五味田高齢支援課長 この送迎バスの事前予約制は今のところ考えていない。26市の状況を少しヒアリングした結果についてであるが、26市中委託してこのようなバスを運行しているところが3市、福祉バスに代わる代替事業で実施している市が2市、運行していない市が15市、福祉センターを設置していない市が6市という状況であることが、令和6年10月に調査した時点でわかっている。福祉センター専用のバスというのはやはり少ない状況であるというのがわかったところである。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 1ページ目の目的のところ「総合福祉センターで事業を実施しているため通所の利便性向上、身体弱者の安全確保のために送迎バスを運行している」というのがあり、利用対象者の中に「アクアブルー多摩を利用する、60歳以上の身体障害者手帳をお持ちの市民」とあって、寿大学受講者の人たちだけではない利用者がある中で、こういう方たちへのアンケートという声はお聞きになっているのか。

○五味田高齢支援課長 今回は10月・11月に調査したの

で寿大学が対象になったが、この送迎バスについては東京都からの補助金を受けて運行しているので、対象は老人福祉センターを主に利用する方が前提となっている。

○池田委員 だから、総合福祉センターを利用する60歳以上の身体障害者手帳をお持ちの市民も対象なわけではないか。何かというと、結局寿大学でそういう意欲を持ってやろうと思っている方たちの中には自力でいろいろ公共交通を使ったり歩いて来られる方もおられるので一定程度の理解を得られるかと思うが、身体障害者手帳をお持ちの市民の方、例えば車椅子を使っている方もおられるかもしれないが、そういった方たちのお声はどこで拾うのかと思う。そういう方たちに例えば乗り継ぎをして来てほしいと言うのもなかなか厳しいと思う中では、そういう人たちの声もしっかりとどこかで拾ってその対応策を考えていかなければいけないと思うが、その点についてはいかがか。

○五味田高齢支援課長 確かに言われるように身体障害者手帳をお持ちで、路線バスが使いにくい方や電車を使いにくい方がこの送迎バスを使っているということもあるかと思う。この7月以降新しい運行状況になった後にもう少し詳しい調査をして、こういった利用対象者が全て網羅できる形で調査できたらよいと考えている。

○池田委員 あと1便当たり平均乗車人数が7人ぐらいという数字が出ていたと思う。自分で計算すればよいのであるが、ということは1人につきどのぐらいの費用がかかっているのかという点が非常に大事だと思う。お一人につきこのぐらいの費用がかかっているというのが、ご理解いただくのに結構説得力があるかと思うが、その計算は出ているのか。

○五味田高齢支援課長 予算であるが、令和5年度でいくと年間運行業務委託料が4,224万円かかっており、年間の延べ利用者数2万5,402人で割ると、1人につき1,662円かかっている計算になる。

○伊藤健康福祉部長 今は片道1人1,662円かかっているので往復になれば3,324円。これは乗車率が4分の1の25%であるので、もし全部満席だったとすると4分の1にすればよいが、それでも片道400円ぐらいで往復800円。400円ぐらいだったら路線バスでもそれぐらいはかかるかと思うので、毎便常に満席だったら片道400円であるが、今の25%4分の1の状況だと1,600円ぐらいかかっているという状況である。半分でも800円という感じである。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。折戸委員。

○折戸委員 今35人乗りだったか。

○伊藤健康福祉部長 29人乗りである。車椅子の方々の席が2席あり、それを除いた一般の席は29席。

○折戸委員 ということは、ある意味で新しくバスの乗車率等いろいろな形で、ミニバスも、例えば府中市などではよくあるが、10人ぐらい乗せてまちをぐるぐる運行しているところがあるではないか。こちらの場合はぐるぐる回るわけではないが、そういう形でバスに4,000万円以上かけないでできることはあるのか。そういうことを考えることはないのか。

○五味田高齢支援課長 今は大きいバスであるが、例えばマイクロバスのような形の小さいバスに変更することをバス会社と検討したところ、結局車椅子のリフトがついていなければいけないし、人数が減っても運転手を確保するというのを考えるとそれほど料金は変わらないということだった。あと、バスが変わるとまたペイントを塗り直さなければいけないこともあり、また別のそういったお金がかかってしまうので、小さいバスに変更するというのは選べなかった。

○伊藤健康福祉部長 結局歩合制で出動したら幾らというものではなく、空でもその時間に人とバスを常に確保しておかなければいけないので、費用はそれほど変わらない。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 今はバスを急になくせないとと思うし減便という形になるかと思うが、1日1人につき片道1,662円だったならば、今後本当に必要な人には、タクシーや介護タクシー等いろいろあるし、行く行くはチケット制にしてタクシーのほうがよいかと思ってみたりするが、そういう検討はされたのか。

○五味田高齢支援課長 確かに一人ひとりをタクシーで運ぶほうがもしかしたら安いかもしれないという検討もしたが、今回は減便という形を取った。今後新しい運行になった中で、もしかしたらそういう方法もあるかもしれないので、チケット制や介護タクシーも視野に入れて検討していきたいと思っている。

○伊藤健康福祉部長 今の池田委員のお話は非常に大事な視点で、市としては、先ほど申し上げた総合福祉センターの大規模改修のことも次の視野に必ず入れていかなければいけないと思っている。先ほど寿大学というお話をさせていただいたが、今地域で様々な高齢者の活動が広がっているの、総合福祉センターのあそこの場所にバスに乗っていかなければ活動できないのかどうか、

バスを使わずに地域のコミュニティセンター等でそうした寿大学的な活動を今十分に行っているところはたくさんあるので、そういったところも含めながら次を考えたい。一方、障がい者の方の件も大事なお話で、障がい者の方にもそのような地域での活動の場所が身近なところにあるかというのではないので、改修と併せて、障がい者の方々が活躍できる場は総合福祉センターの機能として残していかなければならないから、そこに送迎のバスがやはり必要であるという議論はきちんとしていかなければいけないと思っている。ただ、大規模改修というのは少し先の話であるので、ここ二、三年のうちは先ほど五味田高齢支援課長が申し上げたステップを踏みながら、近々でできるだけ効率性を求めた運営の仕方をしていくことになると思う。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件15、明治安田生命保険相互会社との協定締結について、市側の説明を求める。

○五味田高齢支援課長 資料を一部出しているのでご覧願う。明治安田生命保険相互会社との協定締結についてである。

まず経緯であるが、令和6年10月に生活支援体制整備事業におけるまるっと協議体の中で、こちらの明治安田生命保険相互会社の方が委員として参加して下さっており、その方から高齢福祉分野における事業協力について提案を受けたということがあった。その後、他市との協定状況、取り組みの内容について詳しい説明を受け、協働による相乗効果が見込まれたことから協定を締結することとした。

2、協定による連携事項であるが、まず1つ目が高齢者の介護予防に関すること、2つ目が認知症の普及啓発に関すること、3つ目はその他健康増進に関することとしている。想定される主な取り組みであるが、1つ目が、介護予防事業になるが、TAMAフレイル予防プロジェクトの中での各種の測定機器を用いたブースの設置、2つ目は講演会を開催する中での講師の派遣、3つ目が事業周知ということで各事業のチラシの配布に加え、タブレット端末で登録した市の公式ホームページの情報を活用した事業周知などを予定している。

3、協定締結予定日であるが、令和7年3月26日を予定している。説明は以上になる。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。藤原委員。

○藤原委員 保険会社さんは民間でも結構いろいろあると思うが、明治安田生命さんと協定を結ぶメリットというか、ほかと比べて何か優位性があったのかどうかをお伺いしたい。

○五味田高齢支援課長 民間企業がいろいろ多くある中ではあったが、特にほかの保険会社と比較したところはないが、まるっと協議体の委員になっていただいて、その中で多摩市の地域活動について積極的に考えてくださっているところもあったので、こちらの会社と締結することにした。

○伊藤健康福祉部長 そもそもお話をいただいているのが、先般、健幸まちづくりを所掌する企画課ではアクサ生命保険会社とも既に結んでいるし、明治安田生命から申し出があり、内容は高齢福祉等に関わることであるので高齢支援課で協定を結ばせていただいた。また次に別の会社から、個別の名前は出せないが、ある生命保険会社からこういうお話をもち込んでいただいて、その内容が私どもとマッチすれば当然またその協定を結ぶので、ここ1社を幾つかある中から選んだわけではないということだけご理解いただければと思う。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。きりき委員。

○きりき委員 明治安田生命というとJリーグのタイトルパートナーである。Jリーグでも介護予防にかなり活発な活動をされていて、東京ヴェルディというチームがせっかく多摩市をホームタウンにしてくれているので、ここも絡めてやるとより相乗効果が期待できるのではないかなと思うが、いかがお考えか。

○五味田高齢支援課長 そのあたりは確かにJリーグが関係していたことだった。今後担当者と打ち合わせる中では、その内容も少し聞いてみたいと思う。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件16、令和7年度多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針について市側の説明を求める。

○平松障害福祉課長 資料をご覧願う。令和7年度多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進発行を図るための方針という形になる。こちらは、国のいわゆる障がい者優先調達推進法に基づいて毎年度各

自治体で調達方針を定めて公表するという内容になっているので、令和7年度分について定めて公表していきたいと考えている。市公式ホームページ等で公表していく形になる。

内容については、令和6年度から大きく変わっているかという、そういうわけではない。1のはじめにの趣旨に関しては全く変わってないところもあるし、2の多摩市における調達方針についても、基本的な事項になるので変更はない。

3からが変更の中身になる。まずは令和7年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標については、予算積算のところで調査をかけて照会をしており、物品が2案件、役務・業務委託が9案件で、予算段階ではこのような目標契約案件数となっている。

次のページ、重点的な取り組み予定事項という形になる。こちらについては、まずは優先調達案件の掘り起こしとなる。市役所内でもニーズを把握し、そこを「たまげんき」にフィードバックして連携していく。また、来年度については、こうした取り組みを促進していくために、市役所へのニーズ把握をいわゆるL o G oフォームなども使いながら調査していこうということで検討をしているところである。特に新規事業、多摩市気候非常事態宣言等の新規事業が絡んでいる案件については、予算調達につながる案件としてつながりやすいだろうということで検討しているので、新規案件や各課で予算を立てる中で私どもでも調整して可能なものは取り組みにつなげていきたいと考えている。

次の職員への理解啓発等というところになるが、職員にもかなり意識がついていると個人的には感じており、いろいろお話も、結びつくもの、結びつかないもの、いただいているところになる。引き続き意識づけを行っていくことになるので、通知等を行いながら情報提供に努めて進めていきたいと考えている。

次に、3、収益の場の提供である。こちらは「たまげんきお弁当フェスティバル」等で毎年本当に皆様にご協力いただいているところになる。「たまげんきお弁当フェスティバル」は引き続き重要な取り組みになるのでこうしたことも検討しながら、あと市が開催するイベント等での物品販売の機会も検討しながら、就労施設の出店が可能となるように調整を図っていききたいと考えている。

また、市だけではなく民間事業者へのPRである。障害福祉課でマッチングを行うのでこちらも市の各課を通してということになるが、お話も多々いただいていると

ころである。令和5年度の取り組みであるが、包括協定を結んでいる京王電鉄と連携で移動販売事業とタイアップしたということもあるし、令和6年度においても市内イベントを民間事業者が行う際にノベルティーを通所事業所から買っていただくということでご協力をいただいた。引き続き各種イベント等への出店等、そうしたPRについて当課でマッチングしながら、市主催イベントを含む活動機会の拡大を図って行って支援していきたいと考えている。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件17、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に関する取り組み状況について、市側の説明を求める。

○平松障害福祉課長 資料をご覧ください。多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例に関する取り組み状況について報告をさせていただきます。

まずは令和6年度となるが、資料1ページのところ、引き続き「事業者による合理的配慮の提供促進に係る助成制度」を続けながら、そのほか12月は障害者週間、今回人権週間とも絡んで取り組みを行ったところである。美術展と図書館での企画展示等を行った。「障がい者とともにひとときの和」については、1月と3月にそれぞれ実施しており、3月には事業者による合理的配慮の提供事例集を作成するような形になっている。市職員を対象とした研修としては、障害福祉課主催の権利擁護専門部会の実際当事者の方に来ていただいた研修と、人事課主催の研修を実施している。

次のページ、令和7年度の取組になる。令和7年度についても引き続き事業者による合理的配慮の助成を当初予算が認められればであるが続けていながら、提供等事例集を作成して周知していくことを4月以降やっていきたいと考えている。また、障害者週間・人権週間における取り組みということで美術展をはじめとする取組を実施していく。また、市職員研修についても、引き続き障害福祉課主催の研修と人事課の研修というところを進めていきたいと考えている。「障がい者とともにひとときの和」についても、令和6年度同様2校を対象に実施予定であるが、時期と対象校についてはまだ決まっていないという状況になる。

主な取組についてということで少し補足になるが、まずは「障がい者ととともにひとときの和」については、今まで視覚、身体、聴覚が中心だったが、今年度から精神・知的にも加わっていただいて講演等に参加をいただいたところになるので、引き続き令和7年度もそうした体制でよりよい理解がすすんでいければと考えている。

「心つなぐ・はんどぶっく」を活用したものについては、様々配布をしているが、例えば「障がい者ととともにひとときの和」を受けていただいた学校に、その後も引き続き出前授業のような形でできないかということで話をしながら、出前授業のメニューをつくってこうしたハンドブックを活用していこうということで進めているところであるので、引き続き学校側と調整を図っていききたいと考えている。

事業者向け施策については、事業者による合理的配慮の提供促進に係る助成制度を令和4年6月末から実施しており、バリアフリー化、コミュニケーションツール作成費用の助成をしている。これまでに飲食店などからの問い合わせが21件、助成15件の実績があったところであるので、来年度も引き続き周知を工夫していきながら進めていききたいと考えている。あとは先ほどの提供事例集の作成公表を、3月公表で次年度配布ということで行っていききたいと考えている。障害者週間・人権週間については、今年度は「ばらあーと×人権のつどい」ということで講演会やユニバーサル上映を実施したところである。次年度も委託事業で多摩市若者会議と協働で進めているので、そういったところとまた相談をしながら、より様々な方に来ていただけるような取り組みができればと考えている。

市職員研修は、今現在多摩市権利擁護専門部会の委員の方を中心に、当事者の方、支援者の方に入っていて、お話であったり、実際にワークショップ形式でグループで話していただいたりということで、実情を非常にわかっていただくような取り組みができていこうかと考えている。この来ていただく方というのも、様々声をさせていいただきながら進めていききたいと考えている。

次のところであるが、「ミライロID」を令和6年10月から開始し、無事10月から市の公共施設でアプリ画面を提示することで減免が受けられる形になっているので、引き続き周知を行いながら進めていききたいと考えている。

あとは、わかりやすい情報提供ということで、知的障がいのある方向けのわかりやすい情報提供。当課も相談を受けることがあるが、そういったことを進めるとと

もに、市役所の案内表示でどのようなことができるかも今後考えていきたいと思っている。長くなったが、以上になる。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。きりき委員。

○きりき委員 合理的配慮の提供事例集作成ということで、3月に公表予定であるというお話だったと思う。今もう3月であるが、具体的に公表されているのかどうかを伺う。

○平松障害福祉課長 現在まだ公表等できていない状況であるので、3月末に作成をして公表していきたいと考えている。

○きりき委員 最近、賃上げのニュースが世間であるが、中小企業にはなかなか波及しづらいという話がある中で、こういった合理的配慮にいろいろな助成制度もあるようであるが、100%助成されるわけではないので、中小企業にとって多大な負担になりかねなく、それが賃上げに対する逆風にもなりかねないかと思う。合理的配慮というのは、障がい者の方の世界に対しても配慮が必要だと思うが、中小企業に勤めている方への配慮も併せて検討していく必要があるのではないかと思うが、そのあたりについてはどうお考えか。

○平松障害福祉課長 合理的配慮はもちろん大事なところであるが、今きりき委員が言われるような部分も今現実的には非常に重要なところかと思っている。この事例集も、国の義務化がある中で、事業者さんにもその辺のお困り事があるのではないかということもあってつくったところである。合理的な配慮ということでその状況に応じた対応をするということも補足させていただいているし、中にはこのようなときはどうすればいいのかということで市役所にお問い合わせいただくことも多くはないがあるので、引き続きそういったところを窓口でも周知して、何かあれば私どもにご相談をいただいて、相談に乗っていくようなことができればよいと思っている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。池田委員。

○池田委員 4ページの5番のデジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」であるが、導入していただいて多分もうすぐ半年がたつかと思う。これは当初バス会社等の事業所さんがまだなかなか理解できていなくてトラブルになったりすることが他市であったりしていたが、今現在半年たって市内でそのようなトラブルはないのか。あるいは少し気になるのは、これは障がい者の方がアプリを自分でダウンロードしなければいけなかったりするの

で、そういうところの周知や、どのようにすればよいのかわからないときのフォローはどのようにされているのかを伺う。

○平松障害福祉課長 言われるとおり「ミライロID」については、導入に当たって各所管からこれはどうなのだという質問されて説明をしてきたところである。今のところ各施設でのトラブル自体は聞いていない。今当事者の方については、何件か市役所の障害福祉課にお越しいただいてどうしたらよいのかというご質問をいただいたりして、一緒にアプリ入れるようなことをやった事例もある。引き続ききちんと活用できるようにということでフォローしていければと思っている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後1時43分再開

○藤原委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後1時43分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

藤原 マサノリ